

平成 18 年度第 3 回環境こだわり農業審議会 議事概要

日時:

平成 18 年 10 月 20 日(金)

13:30 ~ 16:30

場所:

滋賀県大津合同庁舎 7 階 7-B 議室

出席者:

川口委員、岸辺委員、久保委員、須戸委員、高島委員、田中委員、
富岡委員、成田委員、西村委員、間宮委員、吉田委員

議題:

- (1)環境こだわり農業実施協定の締結等について
- (2)環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて

議題(1)環境こだわり農業実施協定の締結等について

事務局:

「1. 環境こだわり農業実施協定の締結について」説明 (p.1-2)

富岡会長:

ただいまの新たな申請について、ご質問とかご意見等ございましたら、お出してください。ございませんでしょうか。

それでは、この件については、特に意見なしということで、次に進みます。

議題(2) 環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて

事務局:

「2. 環境こだわり農業にかかる制度の見直し(1) 農地・水・環境保全向上対策の実施を踏まえた環境こだわり農業への支援についての論点整理」説明 (p.3-5)

富岡会長:

前回では、次の審議会に県のほうから方針が出され、それをもとに議論しましょうということで終わったんですが、今回も、県の案はまだ出てこないということになりました。そのかわりに、審議会として考え方をまとめてもらいたいと、こういうふうに求められています。きょうはそういう方向で議論をしていきたいと思います。

論点は、前回かなり出尽くしていると思うんですが、それを踏まえて、全体としてどういうふうにするべきかこの審議会として意見をまとめることになるかと思っています。

議論の対象を整理しておいたほうが良いと思うんですが、まず、国の施策の対象とならないものに対して県の独自措置が必要かどうか、必要とすればどこまで必要かということについての意見をまとめるということですが、まず、大きく問題が分けられますのは、現在5カ年という期間を区切って県は契約しているわけですね、農業者と。これが皆一番早く始まったところでまだ3年しかたっていない、あと2年契約期間があるわけです。この支援の額といいますか、助成金の額については、これは初めから19年度からは見直すということで進められているわけですが、契約期間はまだ残っているという前提ですね。その契約期間の残りの期間についてどうするかという問題と、それから、19年度から新たに契約をする部分について、県の独自措置をどうするかということ。これは別の話として議論したほうが良いのではないかとということで、まずは契約期間の残っている継続分について、それで国の施策に乗れないものについて独自措置をとる必要があるか、あるとすれば、どこまでとるかという問題に限定して話をしていきたいと思っています。

どういう場合に国の対象とならないのかということは、きょうの資料の4ページに書かれています。(1)から(3)までありますが、このうちの(1)と(3)は、そもそも国の制度はこういうものは対象にしていないというものですから、どうしても乗りようがないわけです。そういう(1)、(3)と、それから(2)は、共同活動とか、あるいは営農活動のまとまりを持った取り組みという、これができれば国の制度に乗ることができるんですが、それができない場合には国の制度に乗れない、こういうものについてどう考えるかという、この2つもある程度分けて議論したほうが良いのではないかとことです。

まずは、まだ契約期間の残っている農業者に対して、国の施策の対象にならない場合に県が独自措置を講じる必要があるかどうかということに論点を絞ってご意見をいただきたいと思っています。

間宮委員:

残っている期間について、新しい制度に乗れないところについては、5年の間、補完してやると。(1)と(3)については県で面倒を見る。そして、5年を限って見てやってやったらどうかなと思います。

富岡会長：

(2)のほうはいかがですか。

間宮委員：

同じですね。共同活動ができないところも見てやる。国の制度は共同活動が基本ですわね。でも、これは県にはなかったことだから、これは適用しないはどうですかね。

富岡会長：

(2)も含めて、契約期間内は引き続き県独自で支援するべきだというご意見。

間宮委員：

(2)は放置する。(1)と(3)だけは面倒を見てやる。

富岡会長：

(2)は独自措置は必要ないという。

吉田委員：

最近、こだわり農産物のことをほかの方に聞きますと、もう滋賀県のこだわり農産物はなくなると。国制度に移行するんだということをおっしゃる方が多いんです。僕の認識は、滋賀県のこだわり農産物の認証制度は残って、そのまま続行で、直接支払いの部分だけが国に移行するということだと思うんですけど、周りではそういうふうには受け取られていない。こだわり農産物イコール直接支払いという思いがありますので、もうそれが県から国へ移行したという思いがあるんですけども、その辺のところをしっかりと明確に筋道を立てていきますと、環境こだわり農産物は今までとおりずっと5年契約したのでやっていくと。その中に、今回国の制度が乗ってきて、また別の直接支払制度が入ってきたと。そのときに、予算があるんでしたら、今までどおり県の制度で行って、そこへ国制度が乗ってきてきたので、どちらかを直接支払いのほうを選択してもらえような感覚というのが、僕は一番理想的な形じゃないかなと思うんです。今までの制度の中で直接支払いがあって、それを今までの制度で直接支払いをもらいますか、それとも、国の制度に乗かって直接支払いをいただきますかといったような選択の仕方を農家の人にしてもらうという筋道を立てると、何かすかっとするのではないかなと。予算があればですけど、本来の保全計画という意味で契約をしたのであれば、そうではないかなと思うんですけど。

西村委員：

前回、欠席させていただいたのに、皆さん、いい意見を出しておいていただいて、農業実施者としてはありが

たいことだな、理解していただいている方もたくさんおいでになるということを非常にうれしく思いました。

私は結果的に、農振以外であっても、また共同活動ができない地域であっても、やっぱり滋賀県が環境こだわりを推進しようという姿勢でいち早く手を挙げた環境こだわり県であったならば、その契約期間だけは今の現行のを続けていただきたいと思います。

今、集落の中で共同活動ができないところ、そこでやっぱり環境こだわりをやっている人、その人たちが直接支払いを受けていただくために、あの人プラスになるためにみんながしんどい思いをしないといけないのはそれは困るというのができない地域であるだろうと思うんです。けれど、みんなが取り組まないことには琵琶湖の水をきれいにするということに到達できないことを思うと、ある程度の契約の年数に努力していただくという義務的なものですか、そういうお働きを期待して、やっぱり約束の5年間は実施していただきたいと思います。

財政的に非常に厳しいと言われますけれども、国のほうに移行したら、この件に関しては県のほうは少なくとも今日までの負担よりも随分と軽くなるわけですから、そこは知事さんにも理解していただきたいと思います。

今の滋賀県の約束の金額をそのままいただけたら、それはありがたいんです。でも、ほんとうに厳しい財政でどうにもならないと言われるのなら、若干の差はあってもいい。年度別に金額を下げられてもいいと思うんです。なくすということだけはやめていただきたいと思います。

事務局：

直接支払いにつきましては、16、17、18の3年間実施するというところでスタートいたしております。19年以降の内容は、今年の18年度に見直すということで説明いたしております。いわば白紙状態のままスタートしたという状況でございます。ですから、19年、20年あたりの部分についてどうするというのは何もありません。ずっとこれまで16年から協定締結してスタートしてきたというところでございます。

あと、協定上の書き送りとしては、毎年予算の範囲内において支援をするという形で、一定予算とかの裏づけがなければできないような仕組みにはなっておりまして、すべて今年の見直しによって何もかも決まるという形で進めてきたところでございます。

高岡会長：

ということは、今年限りで助成を打ち切っても契約違反にはならないということですか。

事務局：

そういうこともあっても違反ではないという形で来ております。

西村委員：

農家は、これを打ち切っても契約違反ではないという理解はされておられない。5年間という目標でもってやられているわけですから、その考え方は明らかに違うと思います。

そして、やっぱり今までから猫の目農政だとか、何とか言われてきた、ころころころころ変わる、そのものについてまた今度も契約期間内に変更するのかという思いで見られると思います。やっぱりこうした約束を守ってこそ、滋賀県の先進的な取り組みが国に評価されてこうなったんだということで、やっぱり我々も努力していかないといけないなというところへ農村の住む人たちの気持ちを持っていけるように、やっぱり期間は守っていただきたいな、約束として果たしていただきたいと思います。今日まで、金額、水稻で5,000円でしたか、かなりの金額だと思いますけれども、ご努力をお願いしたいと思います。

成田委員：

今、西村さんがおっしゃったように、私も全く西村さんと同意見です。この環境こだわりというのは、やはり日本でも最初につくった滋賀県というのは、全国からほんとうに、滋賀県は何て、きのう、ちょっと県外の方とお話しするチャンスがあったんですが、この環境こだわりというのを滋賀県がつくったというのはほんとうに革命的だねと評価していただいています。

ですから、農家の方たちも、私たち消費者も、やはり5年間というこの目標を立てて今まで早く認証マークが皆さんに浸透するねと言いつつ、やっぱり私たちも努力して買って食べようとしております、消費者としても。ですから、やっぱり農家の方たちを元気づけてあげる、せめてその5年間というのはどうやっても、この3つとも、どうやっても頑張っていたきたい。滋賀県はほんとうに今正念場だと思っています。今、日本全国の県外の方たちは、滋賀県は、さて国のものがおりてきた以上どうするだろうと、ほんとうに皆さん見ていらっしゃいます。

私たちはお金のためにしていらっしゃるのではないと思っています。目的は、琵琶湖を美しく、環境を美しくというのが最大の目標です。そのためには、やっぱりせっかく日本で最初にできたこのこだわり農業を、やはり5年間は滋賀県独特の条例で守っていただきたい。農家の方々をほんとうに一生懸命守って、その後に、5年後のときにまた見直しを、出るわけですから、滋賀県だからこそやったんだということを、ここでひとつほんとうに正念場ということで、ぜひぜひ心からお願いしたいと思っています。

田中委員：

国の制度が、もっと早く猶予があるならば何だけでも、もう申請が1月になっていますでしょう。それで4月になる。そしたら、集落が共同活動を実施しようと思っても、なかなか時間的にどうも立ち上げる時期と、こちらの政策が策定する時期とずれというか、時期が短いという形ですので、できれば2年間を継続、執行猶予ではないけれども、ちょっと考えていただければなど。国の制度がもっと早く、この取り組みのテンポが早ければ何か手の打ちようがあるだろうけども、どう見ても時間的に余裕がないと思います。という感じがいたしますの

で、ちょっとまた県のほうも、国の様式もまだわからないという状態ですので、できれば考えていただければなと。ただ甘えではございません。ただやはり取り組んだ環境農産物は、何としても農家としてはぜひ取り組んでいきたいというずっと思いでございますので、その点をひとつご了解いただけるかなという思いでございます。

吉田委員：

僕も農家なので、直接支払いのお金はしっかりいただきたいなという思いはあるんですが、先ほどのお話で、環境こだわり農産物をスタンダードにしたいという部長さんからのお話がありましたように、今現在、水田面積の2割に達していないということなんですけども、やはり琵琶湖の水をとるところまでいくと、2割では到底解決できる状況じゃないと思う。それをもっと5割とか8割とかに持っていくために、直接支払いというものを前面に押し出して、それでないとこれが続かないんだという方向性を今つくってしまうのは、何か先、将来が結局ないんじゃないかなという思いがあるんです。

やはり農民がこだわり農産物をスタンダードなんだと、このつくり方でないと、滋賀県人はだめだという方向性をつくっていく、方向性がこの会議の中でできていないと、僕は先行きが見えてこないんじゃないかなと。

農家としまして、直接支払いというものも確かに当てにしていますけれども、それ以上に当てにしていますのが、特別な扱いでお米を買ってもらえるというほうなんです。その方向性をきちんと導き出していただかないと、結局、お金がなくなった。もう直接支払いは出せませんというときになくなってしまふんじゃないかと。

今、猶予期間というのも確かに必要だと思うので、そうしましたら、国の制度としては幾らか下げた金額で、それが例えば6,000円に対して1,000円でも、それでも農家は一応納得する部分があるのではないかなと。なくすよりはという思いなんですけども、そういったことでとりあえず進めていただいて、僕はもっと県にそっちの直接支払いじゃなくて、宣伝とか認知度を上げてもらう、そういった方向に力を入れてもらうほうが、僕は本来のこだわり農産物というものの値打ちが出てくるんじゃないかなという事は思います。

田中委員：

あんまり追及とか、そういう人を責めたりすることはしたくないんですけど、ただ協定、農家はあと2年残っているんじゃないかと、これはどうだと。これは県が今、ちょこっと見直しと書いてあるけど、もうちょっと納得ができる説明を、国の制度に変わるというだけのものだけど、何かもっと納得できるような説明をしてもらえればなと私は思っております。一遍、これを言ってくれというあれがあったんですけども、まあまあということで思っていたんですけど、こんな話が出ましたので、今の、ちょっと温かい言葉で説明ができるようなあれをしてやってもらえれば、私も審議会に出させてもらっているけども説明がつくと、こう思いますので、言いわけではないですよ。何かなるほどなというあれをひとつお願いしたいなと思っております。声があるということは聞いておいてください。協定が残っているという意味を、やはり協定を結んだという覚えが農家はいつも持っていますので、そ

の2年間というものに対して、それについての声をよく聞きますので、お願いいたします。

富岡会長：

今まで5,000円だったけども、国の新しい制度ができて6,000円もらえるようになったので、もう県のほうはやめて国のほうに移りますと、これは別に生産者のほうから不満が出てくることはないと思うんですね。逆に、5年のつもりでやっていたのに、制度が変わったので3年で打ち切りだと言われると、これはちょっと非常に不満が大きいと、そういうことではないかと思います。

川口委員：

川口です。私も直接つくっていないので、生産者の方にこの前聞きに行きまして、やっぱり農振農用地以外のところはとても困るということなので、それと、国の共同作業の部分なんですけど、広報というか、周知の部分で、虫の調査とか何かがあるんですけど、今、草津川とか、伯母川とかで、生物生態を子供たちが調査しているんですけど、あれと重ねて見ると、なかなかそういうのに、国の施策に乗っていくのにすぐは行かれないように思うんですけど、ほんとうに時間がないなと思う。それは思います。ちょっとピントが外れていると思うんですけど。

須戸委員：

このこだわり農産物のそもそもの制度というのが、食の安全と琵琶湖への負荷を削減するということであるので、その目的だけを見れば、たまたまそれが国の制度に適用しない土地であるということと、その目的とは無関係だと思います。

ですから、その目的を達成するためにかかります経費であるという見方をすれば、(1)から(3)番までで、それを外す理由はないと思うんですけども、そういう意味であれば、もちろんこの(1)から(3)はすべて今までどおり5年間は継続する、契約期間は継続するという方向になるんじゃないかなと思います。

富岡会長：

契約の残り期間については、県独自措置を引き続き講じるべきであるというご意見で皆さん一致していると思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。ただ金額について、例えば、今まで5,000円だったと。国の制度に乗ると6,000円だと。国の制度に乗れない場合は、今までよりどうでしょう。もともとから19年度以降は金額を見直すということは生産者もある程度了解していることかと思えますけれども、あんまり県の独自措置で手厚くすると、もうちょっと努力したら共同活動とか、まとまりとかができるかもわからないところでも簡単にあきらめてしまうのではないかという懸念が出されていましたが、そういう点で、単価については変わってもやむを得ないというか、その辺はいかがでしょうか。特にご意見ございましたら。

間宮委員：

変わるというのは、減らすということが前提なわけですか。

西村委員：

満額でも 5,000 円。

富岡会長：

そういうことです。

間宮委員：

下げるといふ方向性で言っているのか。

富岡会長：

そうです。

西村委員：

満額でいっても 1,000 円低いということですね。

富岡会長：

そういうことです。

吉田委員：

(1)と(2)とは、ちょっと意味合いが違って来るかと思うんです、同じ受けられないにしても、それを分けて考えることも必要ではないかなと思うんです。(1)の場合はどうしようもない、本人が幾ら頑張ろうがどうしようもないと思うし、(2)の場合は、地域をまとめるなど、本人が努力すれば可能な部分であると思うので、その辺がどうかという、同じようにとらえる要件ではないかな、違うんじゃないかなということを思います。

それと、(2)の場合で、当てはまるのが 2 割程度あるんじゃないかなと、ここには書いておりますけども、今、現状が 2 割ではない、努力してやっと 2 割程度までできないところが減るといふ認識なのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいなと思うんです。何か感覚的に、ほとんど今の現状どおり行けば、半分以上のところがこの要件に、まとまる要件に当てはまらずにいただけないんじゃないかなという思いがあるんですけども。

事務局：

現状のまとまり要件だけを見ますと、やはり 5 割、6 割といふのは何とかまとまり要件をクリアできるんですけども、それをさらに頑張って共同活動も実施し、また、仲間も増やしといふことで努力して推進すれば、乗らないのが 2 割ぐらいまで減らせるんじゃないかなという形で推進しております。

吉田委員：

やっぱり頑張らないと2割まで持っていけないということですね。このまま普通どおり……。

事務局：

ほっておくと、ちょっと難しいです。

吉田委員：

ほっておくと2割なんていうことはない。もっと5割ぐらいできないところがあるんじゃないかなと。

富岡会長：

かなり努力しても、2割ぐらいは積み残しがあるんじゃないかと、こういうふうを受け取ったほうがいいかもわからないですね。それでよろしいですか。

吉田委員：

僕は5割という思いがあるんですね、そのままの現状で。そしたら、後の半分、今の現状の滋賀県の中の半分が、頑張らないともらえないという状況になるということだと思えます、半分近くが。それを、滋賀県は独自で面倒を見るということは、今まで予算が幾らかかった部分の半分はまだ予算が必要とされるということだと思えます。それが可能なのかなというのが心配の1つです。

農用地以外のところは、たかだか180ヘクタールの出せる思いがあるかと思えますがということをお聞きします。

富岡会長：

先ほど(1)と(2)、ちょっと区別したほうがいいのではないかとありますが、こういうふうを受け取っていいですか。(2)のほうは単価を下げてもよいと、こういう意味ですか。

吉田委員：

先ほど琵琶湖の自然、環境とかを守るという意味では、こういった例外をする意味がないということをお聞きしますが、なぜ国がこんな区別をされたのかともわからないところなんですけども、県として予算があるんですしたら、すべてこれを賄うべきだと思いはあると思えます。だけど、予算がないということからのご相談もあってのことなので、(1)に関しては先ほど申し上げたように、農家には責任がない部分なので、出してあげられるのなら出してあげるべきだと、通常で6,000円ですか、5,000円か6,000円か、その辺はまた議論があるかもしれませんが、通常どおり出すべきだと。

(2)番に関しては、前にあった6,000円のうちの1,500円は県からということがあったと思えますけど、その分だけは県が責任を持ちます。国の分から3,000円相当でしたっけ、そういった部分に関してはもう乗らないので仕方がないというご理解をいただくということも1つの選択肢になるんじゃないかなと思えます。

事務局：

情報提供ということで1つ申し上げたいと思います。

国が農業振興地域の白地と言われる部分、これは、言ってみれば第1種農地ではない部分、優良農地ではない部分を市町村が線引きをして、将来市街地になるか、優良な農地にしていくか、まだどちらか決めていないというところであります。そういうところについては、国は国民の税金を農業施策に使わないと。だから、国はその制度に乗せないんだという理屈でございます。

だから、例えば、その逆に、今白地と言っているのは農業振興地域の中に白地と青地というのがありまして、青地は圃場整備がしたり、いろんな投資ができるところ、白地はまだ市街化するかもわからないので白で残しておこうとって市町村が線引きされる場所。市町村が線引きされるということは、農業者がそういうふうを選んでいくところ、こういう趣旨であります。これは、全くの情報提供という意味で、だからどうしろという話では決してありません。

もう1つの、今の国の制度の仕組みは、6,000円というのはだれが出すかといいますと、3,000円を国が出します。1,500円を県が出して、1,500円を市町から出します。これが制度の仕組みです。だから、いわゆる青地のところへ一般的にこだわり農業をする場合、6,000円がする場合には、県からは1,500円が出ることとなります。そういうことで頭の整理をちょっとお願いしたいと思います。

西村委員：

部長さんの説明があったわけですがけれども、先ほどの吉田さんの意見とはむしろ反対の意見を持っております。将来市街地になるかもわからない、その土地の価格自体は、農振地の、ほんとうの純農地よりも価値は高いわけなんですよ。価値ある使い方が将来できる、それなりの税金の負担もしていただけたところもありますけれども、そういうことを見越しても、じゃ、ここに同じだけ必要かという、その辺はちょっと差があってもいいんじゃないかなと私は思います。

むしろ共同活動のほうは、こここそみんながそういったものに関心を持っていただかないことには、これからの農村のそういうものが守っていかれない状況にある中で、やっぱり頑張っていたかかないといけない、努力してもらって、みんなをリードしてもらわないといけない、そういうための、頑張ってくださいよという意味からも、ここは満額頑張っていたかきたいなと私は思っております。

富岡会長：

(1)の農振農用地以外に対して、ちょっとお二人から全く逆のご意見が出たわけですが、農振農用地でないので国の施策が受けられないというところに対して、県はより手厚く対策をとるべきなのか、あるいは、そっこのほうはそんなに重要ではないのか、どちらなんだろうということですね。農振農用地以外というのが、これは全部で180となっておりますが、内訳は、最初のこれはあると思うんですが、1つは市街化区域ですね。も

う1つは、今お話にあった農振白地ですね。もう1つは、市街化区域でも農振区域でもない、白白と言われるところですね。その内訳がどんなものになっているか、何かデータはありますか、事務局。

事務局：

現場のほうの調査で、そういった区分までして調査しませんでした関係で、180の内訳はちょっとつかめておりません。

富岡会長：

市街化区域と農振白地と、どっちが多いと考えたらいいんですか、ざっと、大ざっぱに言って。どっちを想定して議論したらいいかという。わからなければ、わからないということで、少なくともその2種類あるということですね。

国の施策は農業施策ですから、農振農用地に農業施策は全部集中するということになっているので、自動的にこれは対象外になってくると。滋賀県の施策は、琵琶湖を守るということですから、それが市街化区域であっても、農振区域であっても同じことだということで、今まで同じ扱いをしてきたと。それで、国の施策の適用を受けないところが出てくるんですけども、それに対する県としての対応は、例えば(2)で、国の対象になり得るけども、ちょっと努力が足りないというか、それで落ちこぼれたところに振られて、より優遇するべきなのか、より冷遇するべきなのかという、こんな話なんです。

吉田委員：

要は、このこだわり農産物を、これからどこまで発展させる思いで進められるのかということでも違ってくるのではないかなと思うんですけども、まだ水田面積で言うと、全体の2割くらいだと思う。それを何割くらい持つてくるのかということも視野に入っている意見でないと、今現状は、やっている者だけがもらえたらそれでいいという感覚があるかと思うんですけども、これからまだもらっていない、今までもらったことのない人が今度もらってみたいという、その過程においてどうなのかなというところを考えますと、国の制度にしっかりと乗って行って、県の負担をなくしてやっていくと。

そして、僕が期待するのは、もっと国の制度の要件を満たすように県が支援していただく。今はどっちかというと、米の価格にしても、各農協とか自治体に任せますよと。作付の面積も任せますよと。独自にやっちなさいよという意向があって、もう小さい自治体に任せよう、任せようという傾向なんですね。その中でもうほったらかしなんです。品目横断のあれにしたって、結構農家に対してはほったらかしというか、自分から積極的に何かをしようと農家が働きかけていかないと、温かい手がなかなか差し伸ばしてもらえないような制度になりつつありますので、どちらかというと、こういった共同活動というものに対しても、もうちょっと指導してもらおう。もっとその村がまとまらなかつたら、まとめるための指導とか、そういったほうに力を入れてもらうことによって、2割程度そういう可能性があるというやつがゼロになることも可能じゃないかなということがありますので、

そういう方向性に話を持っていただくのも1つの手ではないかなと思います。

事務局:

第1点目の論点整理の中で、皆さん方からご意見を聞かせていただく中で、白地、市街化区域農地、あるいは一定3割、5割のまとまりのないところでも、あるいは共同活動ができていないところでも何らかの形で措置すべきではないかというお話をまず1点目にいただきました。

次に、今、お話をいただいているのは、だったら補助金をどうしよう、こういう話だろうと思います。ただその議論の中に、第1点目の中で1,000円でも、あるいはなるべく落とさない形で、そういう話があったかなと思います。これを、5,000円を4,000円にするのか、3,000円にするのか、2,000円にするのかというのは、少し非常に難しい議論だと思います。県負担、市町村負担、国負担があり、また、それぞれの中で、それじゃ、市町村の規模単位にするのかとか、いろんな議論がありますので、皆さん方のご意見は幾らということではなしに、少し、できるだけやってくれとか、これは満額しないといけないとか、そういうご意見をいただけたとしても、3,000円がいいのか、4,000円がいいのかという話には少しいかな議論かなと思いますので、大変僭越ではありますけど、よろしく……。

富岡会長:

もちろんその金額についてここで意見を取りまとめるつもりはございませんが、ちょっと矛盾というか、相異なる意見が出ましたので、(2)に比べて(1)のほうを優遇せよというのと、逆に(2)のほうを優遇せよという意見がありましたので、それはちょっとどっちか、もし方向が出せれば、出したほうがいいかなと思ひまして。

事務局:

ありがとうございます。決して、私、僭越でそういうふうに申し上げたのではなくて、全体的なご意見を皆さんからお聞きできたらな、こういうふうな話でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

富岡会長:

それでは、今までの意見を取りまとめてみますと、国の施策ができたからといって、まだ5年の契約期間の残り期間があるので、国の施策に乗らないから支援しませんというわけにはいかないと。その分については契約期間いっぱい県で独自に措置すべきだと。ただし、助成額については見直しがあってもやむを得ないと、こんなところでよろしいでしょうか。それは、既に契約している部分の残りの期間についてということですね。一番最初からやっているところはあと2年ですね。今年始めたところはあと4年あるということですね。

じゃ、今の点はそういうことにまとめまして、あと、それでは、来年から新しく契約する場合、契約というのは、今度は県が契約するのではなくて、市町村と活動団体が契約するという形になると思うんですが、それに対して国や県が補助金を出すということになるんですが、ですから、どうなるんですかね。もう自動的に今の県の

独自の助成じゃなくなるんでしょうか。そういうふうに考えていいんでしょうか。どうでしょう。

事務局：

今やっただいていただいている方については、協定が残っていますのであれなんですけども、新規の方というのは、基本的に国の制度を活用してやっていただきたいという願いで考えてはいるんですけども。

あと、認証制度を新たに受けていきたいという場合には、認証制度の新規の対応は今後ともしていけるといふところは、変わらないかというところで思っております。

県の制度は、条例に基づく制度はそのまま残りますので、したがって支援があるかどうかはちょっと切り離しますと、協定を結び、認証制度に乗っていただくことについては引き続きございます。

したがって、国の制度に乗らない場合には、知事と農業者が今までどおり協定を結ばせていただいて、履行確認をした上で認証させていただく、このルールはもうずっと従来どおりでございます。

富岡会長：

認証の前提に協定があるということで、その場合は、協定というのは認証だけということですね。

先ほどと同じですけれども、今まで環境こだわりの交付金が受けられたところも、来年からはそれだったら受けられなくなるわけですね。それでよろしいかどうか。来年以降も引き続き県単独の措置も必要かどうかと、こんな議論になるかと思うんですけども。

来年からは、この(1)、(2)、(3)は国の交付金が出ないわけですから、そういうことだと、新たに契約して、助成金を受けることはできないですよ。それはない、来年もこういうものについて引き続き県独自の措置も必要ではないかというご意見がございましたら。

川口委員：

消費者は、こだわり農産物のシールを見ながら買ったりしていますので、補助金がゼロになったら、今現在補助金が出ている状態でも、面倒くさいとか、費用がかかるとか言われているんですけども、その部分というのはどうなるんでしょう。

富岡会長：

補助金が出なければ、こだわり農産物自体が減っていくのと違うかというご心配ですか。

川口委員：

減っていくというか、消費者のほうでそれを根拠というんですか、それで安心して買っている部分が見えなく

なっていく気はしませんか。

岸辺委員：

認証は残るんです。

川口委員：

マークは残るんですけど、実際マークは、生産者が買って張ったり、つくっていますでしょう。その費用が、手間がかかったり、費用がかかるということで、今でもおっしゃっている部分があるんですけども、その部分はどうなるのでしょうか、ちょっと。

富岡会長：

シールが張られなくなるということですか。認証は受けてもシールは張らない、これはあり得ますよね。これは環境こだわり農産物ですよということが消費者にわかりにくくなるのではないかというご心配ですか。

須戸委員：

多分こういうことだと思うんですけど、来年から契約されるときに、国の制度に乗るところと乗らないところがあると。乗るところについては、国の制度の対象となるので、認証とかいう作業を県の人とするのか、しないのか。国の制度で乗ったところにその農産物には認証を受ければ滋賀県のシールを張るわけですけども、それは国の制度の中には位置づけられていないので、それをどういうふうになんと制度化されるのかどうかという意味だと思うんですけども、今のご質問は。

富岡会長：

事務局のほうで、来年から認証制度と国の支援施策との関連といいますか、どういう仕組みになるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

事務局：

まず、よく言われるんですけども、来年からこだわりが後退するんじゃないかということをよく聞かれますけれども、厚くなりますので、私どもとしてはまとまりを持って地区でやられるということで、環境こだわり農業そのものは、後退せずにうんと増やしていくという認識をしております。まず、量的に増えるだろうという見通しを持っています。

それから、2点目、今の話ですけども、国の制度に乗ったものを自動的に県知事と協定を結ばせていただいたものとして、今までの知事認証と同じことをやれるように県の制度を整備するとしておりますので、国の制度に乗って、わっと環境こだわり農業が増えて、それが今までどおりの知事認証制度に乗っていくと思っています。

富岡会長：

こういうことですね。国の制度に乗るとということは、一定の栽培要件を満たして生産されたものですから、自動的にそれを環境こだわり農産物として認証するということですね。

事務局：

そうです。国の制度に乗ったものはそういったし、国の制度に乗らないものは直接知事とやらせていただきます。

富岡会長：

ということで、環境こだわり農産物のシールを張った農産物の出回りが減るということはないだろうと、こういうことですね。

高島委員：

国の制度に乗れるところはもちろんそうなると思うんですけども、国の制度の対象とならない部分については、同じことをやっても補助が出ない。その認証制度によって、自分のつくった農産物は市場で対抗力があって、非常に高く売ればそれでも取り組まれるとは思いますが、その辺のところは、まだそういう状況にない中で、非常に環境こだわり農業が伸びていくという見通しというのは、ちょっとどうかなと私は感じます。

それと、1点お聞きしたいんですけども、財政の貧弱な市町村で取り組めないところがあるというのも聞いていますけれども、そうなった場合、その部分は、県は関係ないからそこはなしですよと、それは市町村の問題ですよとなるのかどうか。

あともう1点は、例えば、市町村が絶対に2対2対1の1は絶対に持たないといけないのか。例えば、そこをNPOであるとか、農協であるとか、どこかほかの団体であるとか、そういうところが1の部分を経らか出すとか、そういうふうな形であっても、それは制度としてはいいんですか。条例でそういうことは書けば可能なんでしょうか。

事務局：

今、大変つらいんだという話は聞いているんですけども、それ以外を負担するという話は聞いていないです。みんな前向きに、つらいけれども何とかするぞというニュアンスで聞いていまして、つらいというのはたくさん聞いています。

それから、財政力によって、やっぱり取り組みに差が出ると思っておりますけども、制度上は交付税措置というのがありますね、地方交付税。今、国で協議中ですけども、地方が今回の直接支払いのお金を使った場合に、地方交付税という財源が割り振られます。地方の行政需要の大きさに応じて国から財源をくれるわけですけども、その財源の皮算用では、何割かが交付税措置されるということで、財政力のあるところもないところも、一定それに応じた財政措置が国のほうでされますが、すべてではありませんので、自分の持ち出しも

あるわけですがけれども、完全に何も丸裸で地方のお金でやりなさいと言っているわけではないんです。

事務局：

もう1つのお話で、トータルで環境こだわり農業が後退するのか、しないのかというお話がありました。それは、ミクロに見まして、この方ができる、できないという世界と、県全体として増える、増えないという世界は全く分けて考えなければいけないと思うんです。先ほどから申し上げているのは、環境こだわり農業については、要するに国の施策で乗れるところ、これがほとんど、8割をほとんどと思うか、思わないかとかいろんな議論があるかと思いますが、そこらについては国の制度に乗ると。それらについては支援の単価も上がりますし、また、まとめり要件、これはまとめり要件を積極的にとらえますと、ダメージをプラスにする方向で働きますので、要するに対象の部分では伸びていくだろうと思います。

一方で、国の対象にならない部分がございます。これについては、今現在契約を持っている方については、単価の問題等がありますけれども、いずれにせよ県単を続ける。そうなってくると、ミクロで残ってくるのは、では、国の制度にならず、今現在、環境こだわりになっていなくて、じゃ、今からしようかと思っている人はどうするんですかということになる。私どもの考え方としては、基本的に国の制度にできるだけ乗っていただきたいというのが基本だと思います。なおかつ、これまでやっていた中で、一生懸命やっていた中で、国の施策ができたことによって、今までやってきたのに、急に何だか座るいすがなくなっちゃうと、来年からいすがなくなります、こういったところについては、それはある一定きちんとするというのも、今ご意見がありました、これは十分に考えていかなきゃいけないなと思っているというのが基本的な、それは一生懸命考えていく中でいろいろなお意見を賜りながら、どういのが一番いいのかということを考えていこうというのが、今、私が考えている頭の中の整理でございます。

事務局：

高島さん、もう1つおっしゃっていた、6,000円はどうなるのか。その中で、国が3,000円、県が1,500円と市町村が1,500円、この市町の1,500円をほかで面倒見切れないのか、こういうご質問がございましたね、NPOとかそういうところで。

高島委員：

はい。面倒を見るということもありなのかと。

事務局：

国・県・市町が2:1:1で負担する以外のやり方はありません。さらに応援をしようというのであれば、現在でもあるJAさんは、環境こだわりを県がしていて、そこに5,000円のプラス何がしかをオンして農家に支払っている例がございます。そういった意味で、消費者の方々あるいはいろんな方々がさらに環境こだわり農業を支援しよう、支援をして広げていってもらおうということが出れば、ほんとうに幸いですし、うれしいことかな

と思います。

久保委員：

3点ほど、今の議論のところから外れているものもあるかもしれないんですけど、まず、1個目が、シールを買って張るというところで、前からその話はよく聞くんですね。国の制度ができて、6,000円がもらえるということで、国に申請をした場合に、環境こだわりということで、今やっておられる方の多くは環境こだわり農産物をつくってくださろうという心意気とかもあったりする場合は、シールを買ってでも張ってくれると思うんですけども、別に6,000円のために申請したんだという方の場合は、シールのために余分にお金を払うよりも、そんなんだったら、6,000円をもらって全部出荷したほうが費用がかからないということになってくるんじゃないかなと思うんですね。そのあたりのことを考えたときに、このシールを有料になっているところはこれまでどおりそうしていいののかというのが私の中にまずあります。

それから、質問になるんですが、今、5年間の契約で環境こだわりに申請された農家の人も、国の制度に乗りかえようと思えば、そちらはすぐに乗りかえられる話なんですか。わかりました。

それと、今度、それでだめな、乗りかえられないなという場合に、今の契約が5年だから、残りの契約の部分については支援をしていきましょう、続けましょうということでしたら、短い期間でしたら2年間になるわけですね。2年を過ぎたときに、そこの地域をどうするのか、その2年間の間に何とか国のほうに持っていけるように制度が整って、そこを支援できたらいいですけども、(1)番のような場合はそれが無理になりますよね。その場合に、少ないとはいえ、そこは結局2年後には切り捨てるのは一緒なのじゃないかという気がちょっとして、質問させていただきます。

高岡会長：

先ほどの、初めの話はちょっとこの話とは別な話で、認証を受けたらシールを張って販売することができるとなっていますけれども、助成金を受けたらシールを張って販売しなければならないとはなっていないんですね。そうすべきじゃないかと言う人もあるんです。そういう話じゃないかと思うので、ちょっと別の話かなと思います。

それから、初めから5年間ということでは始めて、5年たったらどうするかということは何も議論していないというか、決まっていないというか、そういうことだと思うんですね。初めから5年間限りの制度ですよということで始まったのかもわからないし、私なんかは、5年たって、さらに続けたい場合には5割減を7割減にするとか、そういう厳しい、より条件を厳しくして、さらに減農薬のほうに誘導していく施策として展開すると、そんな可能性もあるんじゃないかと思っていたんですが、国の制度になってしまったので、そのところはもう県の権限の範囲を出てしまったわけですけども、5年たった後はどうするかというのは今まで全然議論していなかったということですね。

事務局：

5年たったときにどうすべきかというのは、この制度ができた、少なくともできて支援が始まった時点から見ると、国がこれだけ全国的に似たようなことをやるということは想定していなかったと思うんです。

そうした中で始まった制度が今回、こういう国が滋賀県のことをある意味コピーといったら国は怒るかもしれませんが、非常にまねしてつくった。そうしたときに、やっぱり1年、2年たってみると、世の中、どういうふうに変っていくのか。全国でみんな滋賀県と同じようにやるのか、あるいは、意外と反応しないのか、その辺の動向によって、滋賀県は次、どういうふうに次の手を指すかというところは相当影響されるのではないかなと思っておりまして、そこは、まず、今ここで世の中が大きく来年から変わりそうであるとはいいますが、ほんとうに変わるかどうかは、ちょっと実際見てみないとわからない。それは、ある程度そういう動きを見て、ちょうど2年たつぐらいの段階で、では、我々は背中からもしかしてひたひたと迫ってくるのか、来ないのかを見て作戦を立てる、作戦といいますか、次のことを考えるというのがいいのではないかなと、私は考えています。

富岡会長：

ということで、ちょっとともにもう1回戻りますが、来年から新たに契約する場合に、やはり県独自措置が必要なのかどうかという、そこにもう1回ちょっと議論を戻してみたいと思いますが。

岸辺委員：

今の来年からのケースですけど、もともと県が想定、今言われたようにしていない国の補助が始まったと。ずっと私もこれに参加させてもらっていますけど、滋賀県が独自の制度で琵琶湖をきれいにする。それと、環境こだわりの認定を滋賀県の強いブランドとして育てていこうと。今現在のアンケートでは、50%以下で認知も低いと。この国の制度ができる、できないを別にして、本来滋賀県が目指したブランド力ができるまで、滋賀県は認証してきた水耕であれ、農振地以外のところであれ、滋賀県は全部認証してやっていこうとしてきたんだから、別に来年からの契約も何も、そんなのはこだわらず、本来滋賀県が持ってきた方針でここはやるべきだと思うんですね。

来年からは、県独自で認めないとか、そういうことじゃなくて、滋賀県が目標としたところまで達するまで、滋賀県独自のものと国も今回入ってきたので、この制度も併用してやっていこうが、本来の滋賀県が目指した制度ではないかなと思います。

吉田委員：

僕の頭の中で、この直接支払いという制度が、今回3年目ということですが、それでもう打ち切りだと。ほんとうなら、もう予算がなくなるけれども、国のこういう制度ができたから、じゃ、そっちをやらしてもらえようになったからという感覚で話が出てきたのかなという思いだったんです。今まで5年契約をやったのなら、5年間予算を絶対立てるという思いで契約を最初されたんだったら、何もそんな、出すか、出さないとかを考えずに、予算は組んでおかれるはずだから、5年間の。じゃ、今までどおり制度のしたものに関しては、例外なく出していこ

うという方針はあっていいと思ったんですけど、その辺がどういうふうなお考えで、今回、県から国へ乗りかえるということが、話が進んでいってしまったのかということをお伺いしたいんですけども。

富岡会長：

ちょうどこれ、3年たった後にちょうど国の制度ができるなんて、だれもそんなことを読んでいなかったですね。偶然の一致ということでもいいですね。

事務局：

1つだけ申し上げておきますと、環境こだわり農業を滋賀のスタンダードにするということと合わせて、滋賀の環境こだわり農業を全国の農業のモデルにしたい、こういう思いでもちろん進めてきました。そのために、国に対しては、制度ができて以来、国も支援をいただきたい。そして、この環境こだわり農業を全国に発信して、そうした農業にしていきたい、そのように国に対して、知事からはもちろん県からも文書として要望をしまいたところですよ。

それで、国の中で食料・農業・農村基本計画の中で、これからの農業というのは環境保全を重視した農業に転換していくという方針を受けて、そして、大綱の中で滋賀のこだわり農業を1つのモデルにしてこの仕組みをつくられたという経過でございます。

ただ3年、5年というのは明らかに偶然です。一般的に県が事業を考える場合に、あるいは国が事業を考える場合に、3年、5年というのは1つのポイントでありまして、3年たったら効果を検証しよう。少なくとも3年だと。5年間の事業期間にしよう、そして、その成果、効果を見ながら次の事業としていこうということでありまして。もともと県なり国が事業を起こす場合は、それを進めようという補助的、推奨的の事業でありますので、将来永劫に続ける事業ではありません。それは、補助金の性格からして、期間を区切ってというのが基本的な考えでございます。皆さんご承知のことと思いますが、そういうふうな考え方であるということをお知らせさせていただきました。

富岡会長：

ただいままでに出されているご意見としましては、来年度から新たに契約する分についても、国の施策に乗らないものについては、県の環境こだわり農業の推進という所期の目的が達成できるまでは、引き続き、独自措置を講じて助成していくべきだというご意見が出ておりますが、今のところそういうご意見だけです。

田中委員：

きょう、たまたま市役所へ行く用事がありまして、ちょっと農振課というか、田園整備課ですか、あの窓口、1階部分のしているところ、そうしたら、自分の市を挙げて言っただけでは何ですが、たまたま甲賀市において一体何ほ手を挙げているのかと聞いてみたんです。そしたら、142集落あるうち102と言ったから、75%が、ただ説明

を聞いてしようかという手を挙げているだけです。今、国の制度はこの段階です。

そして、その2階部分はどうかと思ったら、下がっているんです。同等じゃないんです。65か6くらいでした。そしたら、その1階部分は手を挙げている、2階もとなると減っているということは、きょう、私どもは2階のこだわり農産物の審議をしているのに、この1階部分でそれだけハードルが高いというわけじゃないけれども、できたら説明も、やはり田園整備課か耕地課か知らないけれども、やっぱり農家、集落が取り組みやすいような方向をもう少し行政のほうもしてもらえたらなという形で思っておるんですけども、言葉、説明ではなかなか、言い方にもいろいろあるので、できれば集落を何とかしてくださいと、手を挙げてくださいという形で、ひとつ応援を行政のほうもしてもらいたいなと。

あと、現在が75%だという数字だけど、あとプラスアルファ、やめたという集落もあると。言ってくれたらもうちょっと取り組もうかという集落もあると思いますので、できれば、80%と言っているけどほんとうだろうかという気がして、たまたまきょうの数字のデータを挙げたわけですので、県でそんな滋賀県全体の集落、マルペケだけで集計ができていますか。

事務局：

今まだ集計中でございます。

富岡会長：

ということですが、先ほど、今の議論のテーマですけども、新たな契約に県の独自措置が必要かどうかという点についてはいかがですか。

田中委員：

さっき、前に言っていましたけども、独自の措置、先ほど、大分前に協定が2年間やから……。

富岡会長：

それはもう済んだんです。協定の契約が、残りが残っている分についての話は済みまして、新たに契約して県独自の助成を続ける必要があるかどうかという。

田中委員：

ないです。もうそこまで、ちょっとあったら、そこまでずっとということは、そんなことは、私はそう思っています。その期間さえ、いつまでもだたらというよりも、やはりある程度の期限、期間という形でよいと思います。

富岡会長：

新規契約は、国の制度に乗るものだけで、県独自の助成措置は必要ないというご意見ですか。ということですね。

これもまたご意見が分かれていますので、審議会として議論をまとめよということですので、どちらかにまとめなければなりません。両論併用というわけにはいきませんので。

吉田委員：

要は、先ほども助成制度というのは3年とか5年で見直しが必要であるものだという前提でお話があった。国の制度におきまして、3年でぽんと打ち切られる可能性もあるということ踏まえて考えるべきじゃないかと思うんです。3年たった、この3年間、国のやつもちゃんともらうなりしたところで、県として環境こだわり制度がしていけるような仕組みをつくっておいてもらわなかったら、結局、続かないと思うんです。今、皆さんの発想では、助成金がなければ、こだわり農産物がなくなってしまうという感覚で話をしておられるように思うんですけど、そうならないための措置を考える。また、そっちのほうに何か予算をつけてもらえると考えていってもらったほうが、僕ら農家としてみたら、これから助成金をもらっている間はこだわりをつくり出すけど、それがなくなったらもうこだわりをやめますよというのではないと思うんです。

これからも、じゃ、どうすればこだわり農産物を続けていけるかといったら、普通のものよりもこだわり農産物が高く売れる、付加価値があるという仕組みをつくってもらうことが僕は大切だと思うので、そのためには認知度もありますし、絶対数量も要るということですので、とりあえず助成金をいただいて盛り上げようということだったと思うんですけれども、それを、前提をなくして話を進めていかなければ、おそらく3年後とか何年後かに見直しがあって、国の制度がなくなりますよとかなったときには、滋賀県はせっかく一番にやっていたものがなくなってしまう。

先ほど、ほかの県でも、他県でも国の制度に乗っかっていきますので、おそらく滋賀県と同じような認証制度をいっぱい設けるというので、もっと全国的に出してもらえる可能性があると思うんですね。そうしたら、せっかく滋賀県のこだわり農産物といって他県で売っていたものが、ほかの県でもいっぱいそうなってあふれてくる。そのときに、滋賀県のはあまり珍しくないねという話になってしまえば、僕はだめだと思うんです、3年後とかの話に。そうならないための何か措置を、今、それを議論すべきことなんじゃないかなという思いがあります。

高岡会長：

新契約後については、独自措置は必要ないというご意見ですね。

吉田委員：

と思います。

西村委員：

それをやると、実施する農家にとってはありがたいことです。ところが、それを許してしまったら、地域で面倒くさいことをやらなくても、あの人たちもちゃんともらえるんだわ、やっている人は、役員さんさされている方も面

倒くさい、そんな処理をしなくても、この手でやってくださいよとなりかねないと思うんですね。

やっぱり皆さんにやっていただくことに意義があると思うんです。いろんな会合で話をしている中でも、道路でも、それから川でも、山でも、今、補助金をあげるから、これで皆さん頑張ってくださいというのでは、もう高齢化してしまって、その力がないわけなんですよ。もう私たちそこに住む者は、川掃除であっても、やっぱり川に底打ちしてほしいね。だらだらとだれてくるところはコンクリで固めてほしいな、草ばかり刈らないといけないのに、もうその作業ができないから。でも、これは環境に対してだめなんですよという、じゃ、もうお金は要らないから、だれかその作業をしてくださいよというのが、住んでいる者の切実な意見だと思うんです。そのだれかしてくださいよと、皆さんで、そこ一帯に住む人が管理してくださいねということで、このために共同の取り組みというのに対する支援だと思っていますので、片方で、もちろん県のスタンダードにするまでというのは理想ではあるけれども、県のお財布の事情もあるだろうし、そして、全体に広める趣旨から言うと、やっぱり相反するのではないかなと私は思います。

富岡会長：

結論はいかがですか。ちょっとよくわからなかったんです。

西村委員：

新たな環境こだわりの認証は受けても、補助金までは出さない。新規の部分についてですよ。

富岡会長：

ほかのところに金を使ったほうがいいのかということですか。そういうご意見ですか。

西村委員：

いえいえ。そういうわけではなくて、環境こだわりのその部分を、新たに締結した人について続ける、県の5,000円を続けるという話でしょう。それはしないということ。新規の部分についてですよ。

事務局：

今のご意見は、要するに、共同活動はきちんとやらしてもらわなきゃいけない。それはほんとうに必要なわけです。新規を、要するにいつまでも認めてしまうと、その共同活動をやめることをそいでしまう。要するに県単だけやっておけば、国の共同活動をやらなくたっていいじゃないかと、そっちのほうが楽じゃないかと流れてしまっただけだと私は理解いたしましたけど、そういうことでいいですか。

西村委員：

それで結構です。役員さんたちも、ほんとうに煩雑なのに、こんなのはお手上げだというのが現状なんです。だったらそこで、6,000円が5,000円になって面倒を見てもらえるのなら、集落に対してはお金が入らなくても、あなたに対しては5,000円が入るんでしょう。じゃ、それでやってくださいよとなりかねないかなと。農村の実情

です。

富岡会長：

こういうことですね。国の施策に乗ろうという意欲をそぐことになる、県が独自措置をとるとね。だから、やらないほうがいいと、わかりました。

西村委員：

ほんとうに農家だけでその辺の管理を全部賄い切れない実態がありますから、皆さんにやってもらわないことには、守れない、環境を。

高島委員：

やっぱり、まずはブランドを確立しないと、将来的には私は環境こだわりはどうにもならないと思うんです。あと、消費者の意識を高めていかないといけない、この2点は運動の部分ですけども、しっかりやらないと、まず、それがベースであろうと思うんですが、現実、環境意識が高まって、自然に配慮した作物を消費者が買うかという、これから先はますますそういう意識は薄まってくるのではないかと、私は思っています。生協の中で、若い人ほどその意識は薄いですし、その方が年配になっていくと意識が高まっていくかといったら、高まらないんですね。そういう現状がありますし、そこはしっかり力を入れていただかないと、WTOの部分も入ってくるとさらに農家は苦しくなる。

もちろん補助ありきではないんですけれども、先ほどから議論になっている新たな契約者に関しては、私は一定の補助という形じゃないかもしれないですけども、何かはあるべきではないかと思っています。琵琶湖を抱える滋賀県としては、白地も青地もないですし、新たな人も、今までの人も関係ない部分があります。ただ、同じ補助ではなくて、例えば、新たに環境こだわりに取り組んだら、シールは買わないといけない、しんどいことはしないといけない、かなりしんどい部分が増える。せめて何かの部分が軽減するような形が、補助というのではなくて支援という形でできないものかなとは考えます。ですので、オール・オア・ナッシングではなくて、何かの形は考えていただきたいと思います。

岸辺委員：

さっきの続きで、生産者の方は新たに言われますけれど、我々流通している状況で言うと、実際他府県のほうが減農薬、当社も自然は入っていますけど、今の野菜に関して言ったら、もう35%ぐらい減農薬をやっているんですよ。滋賀県より他府県のほうが減農薬野菜というのははるかに進んでいるんですね。

そこへ、さっき吉田さんが言われたように、さらにブランド化をいっばいつけて滋賀県とか関西へどんどん出している。その中で、今の滋賀県のスピードで環境こだわり野菜を認知させて、ブランドでつくって対外的に売っていかうなんていうスピードは、おそらくこんなスピードじゃ埋没すると思います。

この44%の認知というのも、我々流通で言ったら、パートさんで10人聞いたら4人知っているなんてことはあり得ないです。1人知っておられるか、知っておられない。だから、10%も、今認知が私はないと思っています。そうなれば、今さっきいったように、無制限に補助をするんじゃなくて、滋賀県が目指した一定の認知にたどり着くまでは、この補助の金額の大小は別にして、幅広く取り組んでもらえるところに、できるだけ早い機会に拡大して、滋賀県の環境こだわり野菜を認知させる体制をつくらないと、さっき吉田さんが言われたのと、今、高嶋さんが言われたのと、全くそのとおりで、3年後にこの名前が知っておる人が増えているより減っているほうが多いんじゃないかなと私は思っているんですよね。そのために、この新しい補助を滋賀県としてはどう取り組むかということ、ちょっとさっき申し上げたんですけどね。

だから、認知はして、補助金額は例え1,000円でもいいから、幅広く取り組んでくれる人を、今は時間がないと思うんですね、広げないと。だから、既に取り組んでもらっている百姓さんが頑張ってもらうための環境をつくらうというだけの議論をするのは間違っていると思います。

富岡会長：

大変相反する議論が出てきていますので、このままでは取りまとめかねるので、もう少し議論を出していただく必要があるかと思うんですが。

須戸委員：

来年度から国の制度に乗れないところの県独自の単独のやつをやるか、やらないかということだと思うんですけども、実際にやろうかと思っていた人が周りの様子を見ていたという状況もあるんだと思うんです。やっぱりいけるところはたちまち1年目からやり出すかもしれないですけども、とりあえず周りの様子を見て、自分でもいけそうだったらやろうかと。それが3年ぐらいかかっていたという事情もあるんだと思うんです。とりあえず来年からやろうかと思って、もうそろそろ土づくりから始めていこうかと思ったときに、来年からぱっとだめだと言われると、それこそ気力も何もがたっと落ちてしまうという気がするので、僕自身は続けるべきだと思いますけれども、仮にやめるにしても、1年か2年の猶予は置くべきじゃないかなと思います。

吉田委員：

この中で一番面積のおおい水稲の部分と、認知度とか、一般消費者に一番近い位置にある野菜関係と切り離して考えたほうがいいんじゃないかなと。環境においては水稲が非常に大きなウエートを占めますし、認知度や消費者のためのことを考えると、野菜のほうが重要視されてくるわけですし、両方の意見をまとめるのは難しいんじゃないかなと。

水稲は水稲の立場としてのやり方と、野菜関係等は別個にして、聞いてみますと、野菜関係はこのまま県の制度を持っていってもらって、農家の数も増やしてもらって、認知を高めてもらうのに貢献してもらおうと。水稲におきましては、面積を拡大するのに力をいれてもらうという二極の話で持っていったら、お互いの利点が救え

るんじゃないかなと思います。

富岡会長：

もう1つは、(1)と(2)、区別して考える必要があるんじゃないかと。県独自措置を講じると、国の施策、例えば共同活動なんかの取り組みへの意欲がそがれるのではないかというのは、これは(2)の話ですね。(1)は関係ないですね。そういうご意見は(2)のほうということになりますね。

吉田委員：

今の野菜と水稲とを分けて考えるという面で、僕はこの180ヘクタールのうちの、ほとんど問題になっているのは野菜の部分じゃないかなと思うんですよ。水稲においては、もっとたくさんあるわけだから、わざわざここでつくらないといけないとか言わなくてもできるので、多分ここでしか野菜をつくっておられない農家が全くうちの野菜、農家としてはできないのかという反論とか、もどかしさがあると思うので、これは野菜農家に限りいいとか、水稲は除くとかいう条件つきでやられたら、話が進むんじゃないかなと思います。

富岡会長：

野菜はこの180の中にどんな人が入っているかなんていうのはわかりそうですか。

事務局：

ちょっと手元に今資料を持ってなくて、今の段階ではちょっとわかりません。

いい意見を言ってくださったと思います。私もそう言われればそうかなと思います。滋賀県自体がやっぱりある程度高温そして多湿、病気が出やすい、虫が発生しやすいということで、ほんとうに青物を使って野菜関係で環境こだわりをやるのが根っから無理だという認識が私にあるものですから、そんな中で努力していただく方は、これは応援するのは当然だなと。けど、それはそれで、吉田さんがおっしゃるように、滋賀県でどんどん環境こだわりの野菜が、ほんとうに農薬を半減してできるかなという不安はあります。

富岡会長：

こういう農振農用地かどうかということではなしに、水稲と野菜で別の対応ということもあり得るんじゃないかということなんですが、行政のほうはどうですか。そういうことはあり得ますか。

事務局：

ちょっと時間も経過しましたし、いろんな議論が出ましたので、頭の整理をさせていただく時間をいただけませんか。

(休憩)

富岡会長：

それでは、再開させていただきます。

大体ご意見は出尽くしているんじゃないかと思いますが、取りまとめるのはちょっと難しいと、こういうところなんですけども、こんなことではいかがでしょうかということでお諮りしてみたいと思います。

環境こだわり農業を広げるといふ点では、まだ所期の目的を達していないと、こういう中では、できるだけ幅広い助成措置を引き続き講じる必要があるということで、ある程度期間を限定しながら、必要な施策を講じていくと。ただし、県が独自措置をとることによって国の施策にある共同活動とか、あるいは先進的な営農活動のまとまりのある取り組みとかいうことに対する意欲をそぐようなことがないようにしなければならないと。その2つぐらいで、悪く言えば両論併記なんですけども、この両方を入れたら、大体の皆さんは納得していただけるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

吉田委員：

米部門と野菜部門を分けてという話は、

富岡会長：

米はとか野菜とかというのはちょっと言いにくいかなということで、言ってもいいということですか。

岸辺委員：

特に野菜は、さっき言われたように、滋賀県は大変だと思いますし、県がもともと地産地消を野菜は推進すると言っているんだから、滋賀県でやっぱり滋賀県の人が滋賀県の野菜を食べられて、環境こだわり野菜がある程度育っていて、他府県の野菜の減農薬野菜にも対抗できるような状況まで県は維持して行って、地産地消は進むように、やっぱり野菜はやるべきで、やっぱりさっき吉田さんが言われた、米と野菜は分けて、支援制度を一定期間、延々とやるんじゃないかと、何年かはもちろん要るんでしょうけど、それが一考だと私は思います。さっきからいい意見だなと思って聞いていたんですけど。

富岡会長：

そしたら、先ほど2つまとめましたが、前半部分については、これは野菜を想定した意見と、後半部分については水稲を前提にした意見ということで、そういう形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

事務局のほう、先ほどから、前半の部分とつなげてよろしいですか。残存期間についてはということがまずありましたですね。価格は見直すことはあっても、契約期間はちゃんと履行するべきだというのが前半ですね。後半、新たな契約について、野菜については引き続き県独自で幅広い助成措置を、期間限定をしてでも継続していく必要があると。水稲の場合は、国の施策への取り組みを阻害しないように考慮する必要があると、そういう形で取りまとめさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

富岡会長：

それでは、この件については議論を閉じたいと思います。

その次に、制度の見直しについての後半部分ですが、環境こだわり農産物の栽培基準の見直しについて、これは前回も既に出ていたものですが、再度、取りまとめられましたから、事務局から説明をお願いします。

事務局：

「(2)環境こだわり農産物栽培基準の見直しについて」(p.6-14) 説明

富岡会長：

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問とかご意見、ございましたらお話しください。

吉田委員：

先ほど野菜と水稲を分けてという案を、僕、さっき言いましたけども、技術におきまして同じような形で出すのが何か難しいというか、抵抗があるようなふうに思いました。この中で、何のための技術なのかということで、一方では、消費者の方が安心して買えるという技術としてのもがあるんですが、もう1つは、環境面を配慮した技術があると思うんですね。その技術を同時に出して、そして同時に売ってほしいし、同時に面積を広げてほしいということをしようとするのは何か無理があるように思うので、これも野菜と水稲と分けるとか、何かそういう方向性を見出しながら、売れるための栽培技術と面積を拡大するための栽培技術というものを分けて考えられるような方向性がちょっとあると、無理なく、違和感なくやっていけるんじゃないかなと思います。

先ほど環境配慮技術で、前回は生態系のやつを必須ということで無理があると僕からちょっとお願いしたところを、それは選択技術だからいいよということになって、僕としてはありがたいですけど、水田ハローの利用と局所施肥の2項目でも、2つの必須でも可能だということになりまして、多分ほとんどの農家さんで、水田農家の場合はそういうふうな方向になってしまうんじゃないかなと思います。果たしてそれで環境に配慮したという要件になっていくのかなというところを、1つ疑問に思いましたし、何かその辺で目的に応じて考えていく必要があるのではないかなと思います。

富岡会長：

具体的にどういうところが。例えば、環境配慮技術も、水稲、野菜とか、果樹とかで、作物ごとに規定されていますし、こういうのでは不十分だということですか。

吉田委員：

これは、難しいかもしれませんが、今、認証施設は1つの認証マークで1つのブランドしかないんですけども、そこに環境に配慮した場合には、環境を配慮しましたシールが張れるとか、何かプラスアルファ、環境に対してこだわっていますということも、プラスアルファ、アピールできるとか、そのための技術はこれなんだと

かのような仕組みもあると違うかなと。

今の話、こだわり農産物でも、環境に幾ら配慮したって、若い世代はあまり関心がないです。これは環境に配慮して、琵琶湖に濁水を流さずにつくったものですよと幾らアピールしても、販売にはつながらない。でも、販売につながるのは、これは、農薬が少ないですよという、安心です、安全ですよというのは販売につながるということであるならば、何か別の、一緒にすることによっていろんな弊害が出てくるのであったら、環境に配慮した分に関しては、また特別なアピールの仕方ができるとかということも、販売においてではあってもいいのかなということをおもうんですが。

富岡会長：

環境こだわりはすべて何らかの環境配慮技術を採用しているのが前提になっていると思うんですが、ですから……。

吉田委員：

生態系という意味ではどうですか。

富岡会長：

生態系は、今回初めてですね、これへ入ってきたのは。今まではなかったですね。前は、生態系・景観保全の中から1技術選択必須みたいな形にしようという案だったんですが、それはちょっと厳しすぎるんじゃないかという意見で、全体で2技術選択というちょっと緩めた案になっているということなんだと思います。

ですから、全部が生態系・景観保全技術を何か1つやっているというわけではないと、こういうことにはなりませんね。

吉田委員：

これは1つの案ですので、こういうパターンも考えられると思っただけですので、技術の内容がやりやすい方向性になったということは、僕はいい方向だなと思うんです。

富岡会長：

必ず環境こだわり生産物は、生態系・景観にも配慮していますというためにはここから1つ選択必須にしなきゃいけないんですね。ただそれはちょっときつすぎるんじゃないかと、そういう配慮なんですけど、何かそういう点に関しまして。成田さん。

成田委員：

生態系と環境とのこだわりは、絶対同列であるべきだと私は思います。そうでなければ、滋賀県らしさが抜けるじゃないですか。滋賀県だからこそ生態系に配慮したやり方というのがあるんだなと。それはもちろん環境こだわりを買うことは、イコール生態系も考えているんだということを滋賀県はやらなきゃいけないと思うん

ですよ。と私は思います。

富岡会長：

ということは、生態系保全・景観形成から1つ選択必須にしたほうがいいのかというご意見ですか。

成田委員：

私はそう思います。

富岡会長：

そうすると、ちょっと厳し過ぎるという人が出てくるのではないかとというのが吉田さんのご意見だったわけですね。

成田委員：

厳し過ぎると思います、確かに。厳しいというよりも、そうしなければいけないと思うんですよ、これからの私たちは。やっぱり滋賀県がこれから国の農水省がおろしてくるものは、日本全国でほんとうに取りかかるところでもあると思います。そうした場合に、やはり差別化、滋賀県ならではの差別化ということでは、やはり生態系にも十分に配慮したやり方をやっているんですよということが、やはり商品の付加価値を高めると私は思います。

富岡会長：

国の先進的取り組みというのは、農薬化学肥料を慣行の半分以下にすると。などということが書いていますけども、一応それだけでいいわけですね。そういうことですね。それで、滋賀県は国に先立ってこの施策をやってきて、次の見直しのときにどんなことを入れる必要があるかということは、この審議会でも既に何回か議論をしていて、その中にこういう生態系保全とか景観形成というのがあったんですね。それがここへ取り入れられてきたということではないかと思いますが、それをどの程度必須扱いにするか、あるいは選択扱いでいくか、まず始めるか、その辺の議論かと思います。何かご意見がございましたら。

須戸委員：

意見を言う前に確認なんですけれども、来年国の制度に乗ったときに、国の制度で乗る水田もこの技術は満たさなければならないんですか。

事務局：

県で栽培基準は定めるように国の制度はなっております、基本的にすべてこの基準を満たさないと、国の制度も乗れないという形になります。

事務局：

県だけの制度であっても、あるいは国の制度に乗る場合も、栽培基準は同じという形になります。

富岡会長：

栽培基準は県で決めよというのが国の施策ですね。

事務局：

そうです。

富岡会長：

その場合、減農薬、減化学肥料は必ず要るよということですね。

吉田委員：

先ほど、国の制度の要件と県の制度の要件というのは、どっちが枠が大きいのかという話で、僕らの感覚は、最初、こだわり農産物の認証制度になって、それに乗っかっているものが直接支払いのやつをもらえると
いう発想なんです、最初はもらえなかったの。

それが、国の制度に移行すると。そしたら、県のこだわりの基準に乗っかっているということをお墨つきでもらっていると、町との契約で認証してもらえると。町が色々調べにこないわけです。それは調べるのは県という話だけを先ほどされたんですけど、調べるのは県だと。町は、県がちゃんとこだわり認証制度で、おたくは認証されていますねと。だから、直接国の制度に乗っかっていると思われるので、支払いますということだと思っ
たんですよ。意味がわかりますかね。さっき、何か別個のような形でとられていて、県の認証制度に乗らなくても、国の制度に乗ったら、僕は県の認証制度には乗っていないけども、市町と契約を結んで半分に減らしたから、直接 6,000 円をくださいということが可能なかどうかといたら、可能じゃないという認識だったんです。ですよ。

富岡会長：

栽培基準は、県が定めたものということですね。ですから、環境こだわりの基準を満たさなければ、国の
……。

吉田委員：

6,000 円をもらおうと、農家の方、米農家の場合、6,000 円をもらおうと思うと、滋賀県の認証制度に乗っかっていないともらえないということですね。

富岡会長：

そうです。ですから、ほかの県に比べて滋賀県は厳しいかもわからないですね、国の制度に乗る条件。

吉田委員：

ということなんです。国はこんな環境配慮技術とかどうのこうのまでうたっていないと。滋賀県はこれをうたいますと。ほかの県だったら、こんなことまでしなくても6,000円もらえるんだけど、滋賀県ではここまでしないと6,000円はもらえないという状況になるということですね。

高岡会長：

国は、一番最後の14ページにあります、環境と調和のとれた農業生産活動規範ですね、これは全国必ず満たさなければならないということですね。

事務局：

14ページは全国共通で、13ページが県独自ということになります。

久保委員：

滋賀県のこの制度なんですけれども、ほかの県がどういうことをされているかというのは、全く情報は入らないものなんです。情報がもし入っているんだったら、そういうものもある程度見せていただくと、これがどうなのか、それを付加価値として、やっぱりこれだけ厳しくしたら、付加価値としてもものすごくプラスになるとかどうとか、そういうこともちょっと考えられるのかなと思います。

高岡会長：

今の、県で何か他県の動向なんかをつかんでおられる情報はありますか。

事務局：

基本的には、よその県の場合は農薬化学量を5割以下というだけで、このような、13ページのようなことを要件づけているというのは、特にそういったところはうちのほうでは把握しておりません。

成田委員：

環境こだわり条例を滋賀県がトップにスタートしましたときに、次に飛びついたのが福岡県でした。福岡県は、こういったことのほかに、畦畔、あぜ道に生える草花を何種類、たしか4種類以上でしたか、それと田んぼにいる虫、益虫だとか害虫を申請しましょうと。それが環境こだわり条例と全く似たような状況で、福岡県は、そういったことで草花が生えている、それを報告しますと助成金が出ますよという形も1つ福岡県にはありました。

川口委員：

さっき1.6技術から2技術に上がって大変だということなんですけど、選択肢が増えた分だけやりやすくなるという部分も素人的には見えるんですけども、その部分はどうなんでしょうか。みんなが楽しめる部分をもっとだれかがエンジンを回せば、みんなが楽しめそうな部分が見えるんですけど、生産者の方としたらどういう思いですか。

吉田委員：

楽しめるという、皆さん、それはないと思いますけど、確かに選択する技術の要件がいろいろ増えたことによって、選びやすくなって、やりやすくなっているなという感覚はあります。

水田ハローの利用と局所施肥というのは、小さな機械化されていない農家では難しいところがありますけど、機械化されている農家だったら、ほぼ何もなくてもやっている技術なんです。わざわざ技術を向上しなくてもできてしまう要件なんですよ。おそらく8割方の農家はこの2つを選ぶことによって、難なくここはクリアされてくるので、生態系のほうまで頭が行かないと思うんです。

僕はそれはそれで仕方がないと、今までもそういうことだった分があるので仕方がないと思うんです。そうしないと増えていかないと思うので。でも、その中からどこか生態系にも目を向けてもらえる方法として、そういうプラスアルファな価値が生まれることによって、そっちのほうにも目が行くんじゃないかなと思ったので、先ほどシールとかいう話をさせてもらったんです。今でもこういったほかの環境のことに対する配慮の選択肢があるんだけど、なかなかそこまで農家は目が行かないんです。というところ辺の配慮がちょっとあればなと思ったんです。

富岡会長：

こういうことですね。環境負荷削減技術をプラス2つやっただけのものも、生態系・景観をやったものも同じマークで出ていると。あんまり複雑にするのもまたどうかなということもあるかと思うんですが、新たに導入する生態系保全・景観形成技術の導入に生産者の目を向けさせるために、この中から1つ必ずやれというのが適切なのか、あるいは、両方合わせて2つやれと。

ところが、両方合わせて2つだと、水田ハローと局所施肥だけで満たしてしまうので、下のところまで目が行かないだろうと、こういうことなんですけども。

川口委員：

今、こだわり農産物を農家に行って、直接買っているので、お話をいろいろ毎回聞くんですけども、これ以上増やせない条件の中に、周りの草刈りができないことがネックになっているということを言われたんですけど、それがもう既に除草剤を使用しない、圃場周辺の除草の中に入っているんですね。

富岡会長：

いや、環境こだわりだったら、畦畔に除草剤を使えないということではないんですね。これを選んだら使えませんけど、これを選ばなかったら使えるわけですね。

川口委員：

そうですか。無農薬でしておられるので、あぜなんか全然薬をつけないので、みんな刈っていますので、そこ

のところは。

富岡会長：

それが必須というわけではないですね。ただ、消費者の目はそういうところへ行きやすいので、社会的圧力でそれを強いられるということはあるみたいですね。畦畔に除草剤をまいて、夏、赤くなっていると、ものすごく見た目に悪いし、いかにも除草剤をまいているなということがよくわかりますので、ということだと思います。

富岡会長：

生態系保全・景観形成の中に、比較的やりやすいものを何か入れて、1つは必ずやりなさいなんていう手もあるかと思うんですが。

事務局：

今までは琵琶湖周辺環境への負荷削減ということを1つ大きな柱にしてきましたので、ただ、今回こういう機会でありますので、生態系保全でありますとか景観形成を入れたわけですが、わかりやすい形でこういうふうに分けました。ただ現実を考えてみますと、濁水の流出防止という必須条件も、あるいは水田ハローの利用という意味も、その下の除草剤を使わない除草、あるいは生息環境の保全、例えば、フナなどが生きる水田というのも、言ってみれば、基本的には一緒の話であります。

景観形成だけは、一種別のものではありますが、環境への負荷ということと生態保全というのは極めて密接な話になります。これはわかりやすいためにこのようにさせていただいた、増やしましたよという話はありませんが、そういった意味では、景観形成は別にしても、一緒のものに我々は考えてもいいのではないかなということの思いがございます。

富岡会長：

ということは、全体から2つでいいじゃないかということですね。

事務局：

景観形成は明らかに、これが琵琶湖への負荷削減になるだとか、生態系保全になるというよりも、景観形成をするということは、一種生態系を壊して、まさにそこに新たなものをつくるということでもありますので、少し別な話だと思います。新しい環境を創造していくという景観形成というのは意味があると思います。

そういった意味では、景観形成は別でありますけども、生態系保全というのと環境削減というのは、何か新しい名前、一緒の並列でもいいんですけども、ちょっと別に考えて、景観形成というのは置いておきまして、一緒に2つでいいんじゃないかな。やっぱりフナを使って、ゆりかご水田米と言って打ち出されている例も県下で数カ所ございますし、商標登録されている部分もございますし、大阪の百貨店へ出されている例もございまして、やはりそれは消費者が、生産者が選んでいただくのがいいのかなと思います。

言いたかったことは、生態系と琵琶湖の負荷削減を分けて考えるのはいかがなものか。私どもが出させてもらったものが、少しくあい悪かったと。この区分自体が適切ではなかったと申し上げております。

富岡会長：

先ほどゆりかご水田の話が出ていましたけども、そういう特別な生態系保全への配慮をしたような場合は、独自にそういうのを消費者に訴える手段はあるということですね。

事務局：

だから、この生態系保全のところ、上の一本線を引いていくのは、私どもの案としては適切ではなかったなと、挙げさせていただくのが。

富岡会長：

ここで2つに分けているのがということですか。

事務局：

そうです。

富岡会長：

いや、どうでしょう。

事務局：

例えば、まさに除草剤を使用しない圃場整備、除草剤を使用するのは、基本的に水路へ入るわけです。田んぼへは入りません、その中身は。これが、言ってみれば、濁水の流出防止を同じ意味で。

富岡会長：

これが下のほうに入れられている意味は、そういう除草剤が琵琶湖へ流れ込むということではなくて、除草剤で枯れた圃場周辺が非常に見苦しいという、これだと思っんですよ。ですから、ここに、下に入っていると思います。

事務局：

もともと私どもが挙げたのは、生態系というのは前に出そうという話があったわけですけど、琵琶湖の環境保全だけでなしに、より明確な形で、いろんな形が出てきていますので。

富岡会長：

全体で選択肢を増やし、今まで全体でプラス1つ、選択は1つが求められていたんですが、これを2つに増やすということで、強化だと。それから、選択肢も無理にこういう分類をつくるのがどうかという、今話もありましたが、琵琶湖への環境負荷削減ということだけではなくて、生態系や景観への配慮技術も入れたということ

で、環境こだわりの概念を拡張、拡大したという、これは今までの議論をある程度反映していると思うんですけど。

吉田委員：

先ほどのところで、今までは1.6技術でしたと。今度、2技術ですからという話があったんですが、今までは必須プラス1技術選択技術だったと思うんですね。1つ選べばよかったのを、平均すると1.6ということは、2技術も3技術も選択されていた農家の方がおられるということですね。1つでいいのに、2つも3つも選んでおられた方がいるということなんですね。今、1.6で僕はびっくりしたんですけども、1.6ということは、半分以上の農家さんが2つ選んでおられたんじゃないかなということなんです、1つでいいと言っているのにですよ。それってすごいことだと思うんです。農家がわざわざ、これ1つでいいんだけど、僕はこれも頑張る、これも頑張るという方がおられたということなんです。

そういう農家さんが、これから増えていく方向性のある取り組みというのが必要だと思うんです。農家は、何も嫌々やっているわけじゃなくて、自分からやっていきたいという思いがある程度あると思うんですね。だから、いいことをしようとする農家さんには、何かいいことがあるという方向性の中で、2技術以上なんだけど、3つした人にはこんなのがあります、4つした人にはこんなのがありますとかいう形のものが、難しいと思うんですけど、農家って僕はそういう方向性を持っていると思うんです。

間宮委員：

線を引く、線を引かない、吉田君が言ったように、田んぼをやっている人は、水田ハローや局所施肥は当たり前前で、何もしなくても合格できるので、私のところなんかは、この表でいくと上の欄については7つぐらいいはクリアできているから、当たり前のことだからあまり苦にならない。生態系でできることといっても、除草、草刈り、これはずっと前からやっているから大丈夫なんですよ。

あと、黒いやつで取り組もうかなというところがほとんどないんですね。10年ほど前にカバープランツというのをやったんですけど、杉苗が繁殖して全然だめになったということもありますし、あんまり実のない提案かな。取り組もうかなという気が起こらないんですね。だから、線を引く、引かない。引いてもらっても、引いてもらわなくても同じことだということです。

富岡会長：

全体から2技術ということであれば、別に線を引いてあっても、引いていなくても同じことなんですけど、今までは琵琶湖等への環境負荷の削減だけだったけども、これからは生態系保全・景観形成というものも含めますよということを訴えるには、これで線を引いたほうがいいかなと思いますね。

吉田委員：

線を引いて、この下の技術を選んだ人にはシールを張れますよということぐらいでもいいと思うんですけど

ね。難しいだろうか。

間宮委員：

いやいや。じゃまくさい、そんなことをしたら。

吉田委員：

それは農家のあくまでも勝手な話で、私は売るときにアピールしたいと思えば、それを取り組んで、シールも結局、こだわりのシールも自分で買っているわけですから、買えばいいことです。県は何も負担することはないですと思うんですけどね。

成田委員：

今、吉田さんがおっしゃいましたように、農家の方の意欲で張りつけるというのは非常にいいことだと思います。例えばあぜ道の中で、あぜ道に、これは入っていませんが、我が田んぼは除草剤を使いません。だけど、このあぜ道には今、春の季節にはこの花が咲いていますよとかいうアピールで、見に来て下さいみたいな形を持ってくると、すごくいいかなと思っています。

それで、この中に、例えばあぜ道に咲く独特の花があるわけですね。秋の七草といってもほとんどあぜ道の花ですが、そういった花もある程度把握しながら、私の除草剤を使わないかわりに、今、この花が咲いていますよということを、福岡とはまた違うんですけど、申請するとそれも1つに入るといって、花の羅列もあるといいな、草花の申請もいいかなと。すごく楽しい。子供たちも一緒に遊べますし、やっぱり第一次産業のこの農業が子供たちに教えてあげないといけないと思うんですよ、これからは。つないでいかなきゃいけない。やっぱり私たちはほんとうに今大事な場面に属しているわけでありまして、ほんとうに未来につないでいくためには、やっぱり子供たちのことも、楽しく、今先ほど川口さんがおっしゃいましたね、子供たちも楽しく遊べるような、田んぼで遊べるような状況もつくっていただきたいというのがここに入っていますね。子供たちとの交流という方向でもやはりぜひ。それは農家さんたちの努力ではできると思います。それは非常に付加価値があると思います。

富岡会長：

いろんなことをやった人が消費者にいろんなことを訴えるのは、それはよろしいかと思うんですが、そんな、認証マークをいろいろまたするのもどうかということですね。

吉田委員：

米って、こだわりでつくろうが、つくろうまいが、ほとんど同じ値段でしか買ってもらえないんです、実情。だけど、でっかいシールを買って張るんです、農家は。なぜだと思われま。自分のやっていることをアピールしたいんです、僕はこんなにこだわりに関係していますと。そうでなかったら、わざわざシールを買って張らないです、農家も。それがわかっていると、今の話をわかってもらえるかなと思うんです。農家は金のためにやってい

るだけじゃないんです。

須戸委員：

先ほど部長さんがおっしゃられたように、農薬を使う、使わないということは負荷削減につながるし、生態系の保全にもつながるといっても、この区分でいけば両方に入っているということになりますし、必須のやつを上から見ていったら、大きく順番に、肥料と薬と周り与交流という区分になっているんじゃないかなと。そういう順番で並んでいるんじゃないかなと思います。

それに、先ほど吉田さんがおっしゃられたように、今、ICA なんかでゆりかご水田でやっておられるときに、独自にゆりかご水田米ということで販売されていますけれども、今、県の技術の中にこの技術を入れたということは、今は改良区さんなり、JA さんなりがシールを張られているんだけど、それに対して県の同じようなこだわり農業の基準で、それは確かにやっていると、県もお墨つきを与えたという形になりますから、先ほどおっしゃったように、シールを張る、張らない、アピールする、しないは農家の自由ということで、それを県が追認するという形で、この改正後の技術の配慮ということを取り組んでいけばいいと思いますので、今、これ、具体的にどうするかというのは、やっぱり区分をつくらずに 2 技術以上とって、それ以外にプラスアルファでそれをアピールしたいということであれば、県もそれを後追いして確認しましたという形にするのがいいんじゃないかなと思います。

富岡会長：

ということで、いろいろご意見は出たかと思しますので、この点については、別に取りまとめるといわずに、そういうご意見があったということによろしいんでしょうね。

吉田委員：

生き物調査と子供たちの交流の場の提供という部分で、子供たちと消費者との交流の場を提供する。1 農家当たり 1 圃場以上実施ということですが、例えば、10 圃場申請していますが、1 圃場でそういうことをすれば、10 圃場とも認めてもらえるということになるのかどうかということなんです。その下のほうの水田に景観作物を作付けるという部分とかでもそうなんですけど、どういう認識なのかなと思ひまして。

事務局：

そこに 3 分の 1 以上とか、1 農家当たり 1 圃場と書いたものについては、農家全体でどれかでやれば、それでよしという意味でございますし、それ以下、書いていないものについては、それぞれ圃場単位でやっていただかなければならないという意味でございます。

富岡会長：

ほかに何かご意見。なければ、この議題については、議論を終わりたいと思います。

事務局のほうで用意された議題は以上ですが、ほかに皆さんのほうから何かご提案されたいことがございましたら。

間宮委員：

2階建てに行く前に、県が出しているやつの1,100円だったか、高度な環境の活動の取り組みなんですけども、市町の環境保全計画等に基づくまとまりがあるという高度な取り組みとあるんですけども、ちょっと具体的にどうということなのか、あちこち聞いて回っているんですけど、よくわからないので、また、私は野洲なんですけど、野洲の周りも、今つくっているんですということで、これはいつできるんだと言ったら、来年の3月だと。それから急に、1日で計画して1日で作るのかなということになるから、方向性でも、何かばーっとしたものでわかりませんか。

事務局：

この話は、ちょっと誤解のないように申し上げますと、いわゆる1階の話でございますので、2階の話ではございません。これは環境こだわりとは直接には関係ないところでございます。

市町の環境保全計画等に基づくまとまりある高度な取り組みというのについて、要するに、具体性はどうかということなのかということなんだろうと思いますけれども、基本的には、これは非常に市町の、みずから考えていただいて、みずから工夫されるというところをぜひ、要するに、県は県のいろんな思いがあって、県の基準と申しますか、活動指針をつくっておりますけれども、やっぱり町々の中で独自のいろんな考え方、市の考え方を反映していただける部分をつくってもらいところもこの基調にあります。希望にあります。そうした中なんですけど、でも、そうはいつでも、じゃ、何でもいいのというところがありますので、外枠だけは、あらましかは共通の土俵をつくりたいというのがあります。

そこで、具体的に言いますと、要するに、まとまりを持って、かつ市町の環境保全計画等、等と申しますのは、条例でありますとか、基本構想とか、基本計画とか、環境計画とか、いろいろあるかと思いますが、そういうのに基づいた形で県が定めた標準、あそこで言う3,300円の世界ですね。全体ということで3,300円の世界よりも、それ以上のレベルの高い共同活動に取り組むというのが基本でございます。

その基準は、もうちょっと具体的に言うと、旧の市町村単位、旧というのは今の合併の前の前ですね、旧旧と現在合併が済んでしまったときにはいろいろ実情があるのかもしれませんが、そこで5割以上のまとまりで、かつ集落ぐるみのまとまりある共同活動でしてくださいということが1つ。それから、農地、農業用水等の資源を対象とする活動を考えてください。それから、環境保全の効果があること、これはまず押さえてください。

そして、これをやった場合には、先ほどの話になりますが、3,300円に対して1,100円高い4,400円の支援を出しますので、世知辛いようですが、1,100円プラスになりますので、1,100円に見合うという自信があるやつ、

自信というのは、自分たちもそう思うし、人から見ても、ああ、そうですねと。それは、ある意味偉そうに言えば納税者への義務だと思いますので、そこは1,100円確かに、その分というのはちょっと下世話になりますが、確かにそういう価値の活動をやっていただいているなという説明なり、成果が上がるようにしてください。

その中で、あと具体的なアイデア、それが何であるか、具体的にどんな話をとるものですか、そこは市町で工夫してください。それができませんかと今市町と話をしているところです。

なかなか具体的に何でやるかということについて、市町でもお悩みなのかもしれませんが、冷たいようですが、そこは市町で悩んでいただくところに、この施策のこのポイントがありますので、ぜひそれを考えていただきたいということでございます。

間宮委員：

旧市町の5割がまとまるという事業、面的に旧市町の5割というのは無理があるんじゃないですか、これは。

事務局：

旧町、旧村です。二十何年の旧村です。あのときの村でございます。

富岡会長：

大体小学校単位ですね。

間宮委員：

学区単位ですか。

事務局：

それが一番近いかと思えます。

間宮委員：

そこだけわかりました。

吉田委員：

こだわりをやっていく中で、農家としてついて回る話が減反のカウントなんです。皆さん、ほかの地域で、減反カウントでこだわりの分を3型といいまして、5%減反したと見なしてもらえる制度がありまして、ついこの間までそれで乗っかって、こだわり農産物を申請した田んぼは、町が5%減反したと見なしてもらえていたんです。これが、実はこの分が米の余る原因の1つということが言われるようになってきて、結局、町内で配分しなくてはいけなくなったんです。こだわりで5%削減させてもらった人は、そうでない人にその分、平均して割って、さらに減反してもらっていたという状況になっていたらしいんです。

その辺の制度が、こだわり農産物を追い風にするのか、そうじゃないのかということの大きな1つの、農家としては重要になるかと思うんです。それを、こだわり農業課さんだけの話ではない部分の話だと思うので、なかなか話が進まないかもしれませんが、ひょっとしたら、滋賀県がこだわり農産物をこれからも進めていくんだという話になったら、しかも、こだわり農産物の水田をスタンダードにするという話になるのであれば、減反の率も、こだわりの田んぼの場合は5%見ましょと。そうじゃない田んぼは、割り振りにしたら高くなりますよという位置づけという方向性も、直接支払いとか、そういうお金をかけずしてそういう方向性をするだけで増えていく可能性はあるという、それをちょっとご提案させていただきたいなと思います。

事務局：

こだわり農産物作付面積に応じた米の生産目標数量の配分は、町村ごとに配慮させてもらっているんです。例えば、国から一定の、来年からは需要情報と言うんですけど、生産目標数量の配分という形はとらないんですけども、要は、各旧の町村、現在の町村ごとに県が一定の需要情報を出す場合、いわゆる米の生産目標数量を配分する場合に、環境こだわり農産物の、特に水稻の作付面積とか、それから、趣旨をしっかりと更新していただいているとか、そういった形で取り組んでいただいている面積に応じまして、一定の目標数量を多く配分させていただいているという状況があります。

そういう調整はさせていただいているんですが、その中で、そういう配分された町村の中で、転作面積をどのくらい持っていくのかということにつきましては、町の中で5%それを、こだわりの作付をされているのを5%転作として見るのか、それとも、そうでなくて一律に農家に配分されるのかは、これは町ごとによって異なりますので、県からの調整は、こだわりをやっていたところには米が多く一定つくれるような配分をさせてもらっていると。それを含めて現場へ、市町村へおきたときには市町村の協議会の中でいろいろ議論されて、そこで5%を見るのか、見ないのか、これから多分、来年からについていろいろ協議会の中で検討していただいているんです。今、新の町村の中で半数以上は5%の転作カウントされておられる場合と、それからそれでない、もう一律に配分されておられる場合との差は若干町によってはあるかと思いますが、あなたのところは、多分、見ているんじゃないかな。

吉田委員：

今までは見ていたんですが、今年からなくなるということ。それがなぜかといったら、ほかのしていない農家さんにしわ寄せが来ているという実態で。

事務局：

そこは市とか町によって大分違うと思います。

吉田委員：

そのときの発想で、今おっしゃったように、町の中でこだわりに取り組んでいけば、ほかの町よりも割り振りがたくさんしますよという意向がそのときに議論の中であったら、もっと違う話だったと思うんですけど、こだわ

りをやっていようが、やっていまいが、割り振りは割り振りであって、こだわりをした分だけ、うちの町だけ 50% ぐらい、滋賀県でも一番多いらしいんです、こだわりをやっているのが。負担も大きいと。やっている人は 30 のやつが 25 になるけども、やっていない人は 30 が 35 になるという発想になってきたので、ちょっと格差ができ過ぎるから、なしにしようとなってきたんです。

事務局:

もう少しきっちり説明しないといけないのは、県として配分させてもらっているときに、こだわりの作付面積に応じて、一定米をたくさんとっていただける。それはしっかり売れる米をつくっていただくという観点で一定の目標数量の量の調整はさせてもらっているということ、これは現場でひょっとしたら知らされていない部分があると思いますので、しっかり農協さんを通じてまた知らせるようにさせていただきます。

富岡会長:

ありがとうございました。

ということで、予定の時刻を過ぎていますので終わりたいと思うんですが、よろしいでしょうか。それでは、きょうの審議は以上で終わりたいと思います。